



2025年4月22日

各位

会社名 イオンディライト株式会社
代表者名 代表取締役社長 濱田 和成
兼社長執行役員
(コード番号 9787 東証プライム)
お問合せ先 執行役員 石井 恵美子
社長室長
(TEL. 03-6895-3892)

臨時株主総会のための基準日設定に関するお知らせ

2025年4月22日開催の当社取締役会において、2025年6月を目途に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年5月7日（水曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2025年5月7日（水曜日）
- (2) 公告日 2025年4月22日（火曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.aeondelight.co.jp/ir/stock/announcement.html>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2025年2月28日に公表した「親会社であるイオン株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、イオン株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が2025年3月3日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により当社株式のすべて

(ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権のすべてを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者が合計で当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至り、公開買付者が会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主(ただし、公開買付者及び当社を除きます。)の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)するとともに、本新株予約権者(公開買付者を除きます。)の全員に対し、その所有する本新株予約権のすべてを売り渡すことを請求(以下「本新株予約権売渡請求」といい、本株式売渡請求と本新株予約権売渡請求を総称して「株式等売渡請求」といいます。)する予定とのことです。他方、②本公開買付けの成立後、公開買付者が、合計で当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を2025年6月を目途に開催することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

但し、(i)本公開買付けが成立しない場合、又は、(ii)本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が株式等売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

(注)「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます

- ① 2007年5月24日開催の当社株主総会決議及び2020年4月10日開催の当社取締役会決議に基づき発行された第13回新株予約権(行使期間は2020年6月10日から2035年6月10日まで)
- ② 2007年5月24日開催の当社株主総会決議及び2021年4月9日開催の当社取締役会決議に基づき発行された第14回新株予約権(行使期間は2021年6月10日から2036年6月10日まで)

- ③ 2007年5月24日開催の当社株主総会決議及び2022年4月7日開催の当社取締役会決議に基づき発行された第15回新株予約権（行使期間は2022年6月10日から2037年6月10日まで）
- ④ 2007年5月24日開催の当社株主総会決議及び2023年4月11日開催の当社取締役会決議に基づき発行された第16回新株予約権（行使期間は2023年6月10日から2038年6月10日まで）
- ⑤ 2007年5月24日開催の当社株主総会決議及び2024年4月24日開催の当社取締役会決議に基づき発行された第17回新株予約権（行使期間は2024年6月10日から2039年6月10日まで）

以上